

## 道州制特別委員会設置要綱（案）

### 1 設置目的

全国知事会に道州制特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、道州制を含む広域自治体のあり方に関する諸問題につき協議し、適切な対策を推進するものとする。

### 2 組織

（1）委員会は、あらかじめ委員会に参加を表明した知事をもって組織する。

（2）委員は、全国知事会会長が委嘱する。

（3）委員長は、委員の互選による。

（4）委員長は、会議を主宰し、委員会を代表する。

（5）委員以外の知事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

（6）委員会に幹事を置く。幹事は委員都道府県の関係部長をもってこれにあてる。

### 3 事務

委員会の事務は、委員長である都道府県と全国知事会事務局が協力して処理する。

### 4 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 5 施行

この要綱は、平成十七年 月 日から施行する。